

第 6 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 29 年 6 月 16 日 (金) 午前 10 時 00 分

場 所 津市水道局 2 階 大会議室

出席部会委員 1 太田 泰弘・2 太田 義政・3 坂倉 行光・4 田村 明
5 前川 洋子・8 喜多 義幸・9 石井 康宏・10 川口 邦次
11 横山 帛生・12 浅生 哲也・13 平井 秀次・21 坂野 大徹
24 川邊 千秋

以上 13 名

欠席委員 19 佐野 すま子

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第 1 農地部会長 喜多 義幸

事務局職員 藤井事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：後藤副主幹 美里：小林担当主幹 安濃：北角担当主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 5 前川 洋子・9 石井 康宏

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 6 号 非農地証明願について
議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地利用集積計画の決定について (別冊)

議 事 の 大 要

- 議 長 第6回第1農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席は、19番 佐野すま子委員1名で、出席委員は13名です。
それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。
5番 前川洋子委員、9番 石井康宏委員、よろしく申し上げます。
まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から4号まで、事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局 大変失礼ですけれども、座って説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から11で、2ページの下でございますが、合計件数は11件、合計面積は、田で3万3,630㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
3ページから5ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。
番号1から6で、5ページになりますが、件数は合計で6件、合計面積は46,460㎡で、その内訳は田が38,890㎡、畑が7,570㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
6ページ、7ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。
番号1、長屋住宅用地
番号2及び番号3、太陽光発電施設用地
番号4、一般個人住宅用地
番号5、駐車場用地
番号6、共同住宅用地
7ページですが、番号7、一般個人住宅用地
番号8、水産加工敷地用地
番号9、資材置場及び駐車場用地
番号10、一般個人住宅用地
番号11、進入用道路用地
番号12、物置及び駐車場用地
番号13、駐車場用地
番号14、道路用地
番号15、太陽光発電施設用地でございます。
以上、件数は15件で、合計面積は9,063.25㎡、この内訳は田が2,170㎡、畑が6,893.25㎡でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、_____建設用地の1件で、面積は田で2,006㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。

事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

9ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 楡形、受人 _____、渡人 _____、面積6,266㎡
申請地 分部石筒_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,601㎡外
2筆 合計面積5,488㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、新たに営農するものです。

番号2、地区 雲出、受人 _____、面積9,449㎡ 渡人 _____、面積335㎡ 申請地 雲出本郷町一ノ割_____、台帳地目・現況地目とも田、面積335㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 大里、受人 _____、面積36,063㎡ 渡人 _____、面積17,035㎡ 申請地 大里睦合町東豊久野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,041㎡外3筆 合計面積3,539㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 高野尾、受人 _____、面積6,636㎡ 渡人 _____、面積4,111㎡ 申請地 高野尾町中町_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,927㎡外2筆 合計面積2,922㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 椋本、受人 _____、面積1万8,272.76㎡ 渡人 _____、面積3,400㎡ 申請地 芸濃町椋本菖蒲谷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積58㎡外1筆 合計面積2,818㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 安西、受人 _____、面積5,033㎡ 渡人 _____、面積10,105㎡ 申請地 芸濃町萩野米野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積448㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は6件、合計面積は、1万5,550㎡、このうち田が7,980㎡、畑が7,570㎡でございます。

これら案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとう。
事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

前川委員 5番、前川です。地元推進委員と話をし、特に問題ないということで、事務局の説明どおり問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議長 番号2番。

太田委員 1番、太田です。これについて受人は、隣の田んぼを耕作しており、規模拡大するということでした。あとは事務局の説明どおり問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。
番号3番。

坂倉委員 3番、坂倉です。6月11日に地元推進委員と現地確認いたしました。譲受人の現住所が_____となっておりますが、農家世帯員である両親が津にお住まいで、苗木を栽培する計画であることから特に問題ございません。

議長 はい、ありがとうございます。
番号4番。

坂倉委員 3番、坂倉です。6月9日に地元推進委員と現地確認いたしました。特に問題ございません。事務局の説明どおりです。

議長 番号5番。

川口委員 芸濃10番の川口です。9日に現地確認を実施した際、地元推進委員の意見を伺ったところ、別に問題なしということでございました。よろしく申し上げます。

議長 番号6番。

石井委員 9番、石井です。地元推進委員も問題ないということですし、私も事務局の言うとおりに、何も問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

議 長	はい、ありがとうございます。 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定いたします。 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	10ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。 番号1、地区 神戸、申請者 _____、申請地 野田掛木 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積280㎡ 外2筆 合計面積307.32㎡。 これにつきましては、申請地を月極駐車場用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 件数はこの1件で、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1番。
前川委員	5番、前川です。6月9日の日に、地元推進委員と現地確認しまして、特に問題ないということでした。あとは事務局の説明どおり何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
議 長	はい、ありがとうございます。 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定いたします。 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	11ページ、12ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。 申し訳ありませんが、訂正を2か所お願いします。

まず、番号2楕形の案件ですが、地籍更正がありまして、面積の訂正をお願いします。

82㎡とありますのを、150㎡に、合計面積91.91㎡とありますのを159.91㎡に訂正いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、番号8の案件ですが、地区明となっていますのを、椽本に、訂正いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは番号1から説明させていただきます。

番号1、地区 栗真、受人 _____、渡人 _____、申請地 栗真中山町北浦_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積301㎡外1筆 合計面積602㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、480.96㎡、転用面積の80%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 楕形、受人 _____、渡人 _____、申請地 分部五反田_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積150㎡外1筆 合計面積159.91㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を住宅の法面用地とするものですが、昨年9月の台風で崩落した既存法面の災害復旧のため急を要する工事であったため、転用許可前に着工しており、その経過書が提出されておりますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第1種農地と判断されます。

番号3、地区 片田、受人(株) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 片田久保町狐河_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積806㎡外2筆 合計面積2,078㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を原木及びチップ置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 片田、受人 _____、渡人 _____、申請地 片田志袋町枝梨_____、台帳地目・現況地目とも田、面積280㎡ 外2筆 合計面積594㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、250.92㎡、フェンス設置に面積を要するため(151.5㎡)、一体利用地を含む全体面積673㎡の37%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号5、地区 雲出、受人 _____、渡人 _____、申請地 雲出島貫町北浦_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積319㎡外1筆 合計面積373㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場及び建設資材置場用地とするものですが、昨年8月に整地され、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号6、地区 高野尾、受人(株) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 高野尾町東豊久野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,504㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を植木等出荷場用地とするものです。

農地区分は、農業振興地域農用地区域内農地になります。

12ページをお願いします。

番号7、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本殿町 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積344㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を左官工事の資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町中縄藤之森 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積737㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 安濃、受人 _____、(賃借人(株) _____ 代表取締役 _____)、渡人 _____、申請地 安濃町内多起シ _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積828㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場及び資材置場用地とし、賃借人に貸し付けるものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 明合、受人 _____、(賃借人(有) _____ 取締役 _____)、渡人 _____、申請地 安濃町野口船山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積338㎡外1筆 合計面積480㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とし、賃借人に貸し付けるものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 香良洲、受人(株) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 香良洲町新開地 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積4.16㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場の一部とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は11件、合計面積は、7,704.07㎡、このうち田が594㎡、畑が7,110.07㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局の説明終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1番。

坂野委員

21番、坂野です。6月9日に地元推進委員と現地を確認しました。現地行ったところ、現況畑と書いてありますけれども、耕作はされておらず、管理のみしていただいているようなところでした。問題ないと思います。以上です。

議 長	はい、ありがとうございます。 番号2番。
前川委員	5番、前川です。6月9日に現地確認をしました。当日は地元推進委員は欠席でしたが、後日特に問題ないということで報告がありました。 あとは事務局の説明どおり、特に問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。
議 長	番号3番。
前川委員	5番、前川です。6月9日に会長、部会長、地元推進委員と現地確認をいたしまして、特に問題ないということでした。あとは事務局の説明どおりで、よろしくお願ひします。
議 長	番号4番。
前川委員	5番、前川です。6月9日に地元推進委員と現地確認をしました。現状は麦を作付されているのですけれども、畦を取外し2筆を1枚として利用されているため、境界線とか水路の確保をきちっとしてほしいということが意見でありました。あとは事務局の説明どおりで特に問題ないと思いますので。 以上です。
議 長	はい、ありがとうございます。 番号5番。
太田委員	1番太田です。地元推進委員と現地を9日の日に確認させていただいて、事務局の説明どおり問題ないというふうに思いますので、よろしくお願ひします。
議 長	はい、ありがとうございます。 番号6番。
坂倉委員	3番、坂倉です。6月9日に守山会長と喜多部会長、地元推進委員と一緒に現地を確認しました。中勢用土地改良区の地区除外に伴う決済金については、_____が負担するということでした。また、6月12日に開催された高野尾地区の農業振興協議会においても特に問題ないということでした。あとは事務局の説明どおり問題ありません。
議 長	はい、ありがとうございます。 番号7・8番。
川口委員	芸濃、10番の川口です。9日に地元推進委員と現地確認いたしました。申請地は、申請人の居住する隣接地に位置しているため、利便性はいいところだと思います。現在、畑として管理に苦慮もされていることから、別に問題ないと思います。

続いて、8番ですけども周りは宅地化され、下水道や排水路も整備されていることから別に問題ないと思います。
以上です。

議長 はい、ありがとう。
番号9番。

浅生委員 12番、浅生です。地元推進委員と現地確認を9日の日にいたしました。別に問題ないということです。よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとう。
番号10番。

浅生委員 12番、浅生です。地元推進委員と現地確認をしました。別に問題ないということで、あとは事務局の説明どおり問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長 はい、ありがとう。
番号11番。

太田委員 1番、太田です。地元推進委員と現地を確認させていただいて、問題ないということでよろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言ありました。皆さん、いかがです。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可することに決定いたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）。事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページ、14ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 片田、借人（株）_____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 片田井戸町里前_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積139㎡外6筆 合計面積1,631㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に30年間の賃貸借権を設定し、申請地をコンビニエンスストア用地とするものですが、昭和57年ごろから既に駐車場として利用しており、所有者から始末書の提出があります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 高茶屋、借人 _____（株）代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 高茶屋小森町丸田_____、台帳地目・現況地目とも 田、面積1,011㎡外11筆で 14ページをお願いします。合計面積は1

万2, 132㎡です。

これにつきましては、借人は、貸人との間に2年間の賃貸借権を設定し、申請地を建築予定であります隣接商業施設の工事従事者のための駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 椋本、借人 _____ (株) 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町椋本墓沢 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積763㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、380.8㎡、転用面積の50%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 椋本、借人 _____ (株) 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町椋本墓沢 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積132㎡外1筆 合計面積928㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、380.8㎡、転用面積の41%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 椋本、借人 _____ (株) 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町椋本墓沢 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積4,179㎡外5筆 合計面積8,499㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、4,093.6㎡、一体利用地を含む全体面積9,500㎡の43%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 安西、借人 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町萩野前川原 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積112㎡外1筆 合計面積191㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は193.72㎡、一体利用地を含む全体面積300㎡の65%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件、合計面積は、2万4,144㎡、このうち田が1万3,763㎡、畑が1万0,381㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします

議 長

はい、ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1番。

前川委員	5番、前川です。6月9日の日に会長、部会長、地元推進委員と現地確認をいたしました。ここは以前からコンビニが建っていましたが、許可に基づく地目変更が未完であったため、今回改めて違う事業者にて許可を取得しなおすということです。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 番号2番。
太田委員	1番、太田です。9日の日に、守山会長、喜多部会長、また地元推進委員も現地確認をしていただきました。事務局の説明どおり、問題ないというふうに考えますので、よろしくお願いします。
議 長	はい、ありがとうございます。 番号3番から5番まで。
川口委員	芸濃、10番の川口です。関連がありますので一括して説明させていただきます。9日の日に、会長、部会長、地元推進委員と一緒に現地確認いたしました。面積的に広いですが、場所といたしましては_____の県道沿いで、宅地、未整備田、山林、が点々と連なっている場所に隣接する細長く広がった耕作されておらず、管理だけされた場所です。関係者と相談したところ、特に問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
議 長	はい、ありがとうございます。 番号6番。
石井委員	9番、石井です。この件につきまして、地元推進委員も何も問題ないと言われておりますし、私も事務局の説明どおりで何も問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	はい、ありがとうございます。 地元委員さんからは異議のない旨の発言ありました。皆さん、いかがですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定いたします。 次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借権）。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	15ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。 番号1、地区 藤水、借人 _____、貸人 _____、申請地 藤方黒木 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積206㎡。 これにつきましては、30年間の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住

宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 藤水、借人(有) _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 垂水足田 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積715㎡。

これにつきましては、平成30年3月までの使用貸借権の設定で一時転用になります。

借人は申請地を資材置場用地とするものですが、平成28年10月ごろから既にこの目的で使用されており、経過書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、農業振興地域農用地区域内農地になります。

以上、件数は2件、合計面積は、畑で921㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

太田委員 1番、太田です。9日の日に地元推進委員と共に現地を確認させていただきました。事務局の説明どおり問題ないということでございます。
続きまして、2番も。

議 長 はい。

太田委員 下井委員と9日の日に現地を確認させていただきました。問題なしということで、よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言ありました。皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第5号については許可することに決定いたします。
次に、議案第6号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページをお願いいたします。
議案第6号 非農地証明願について でございます。
番号1、地区 安濃、願出者 _____、申請地 安濃町内多起シ _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積357㎡。

これにつきましては、提出されております平成4年10月28日国土地理院撮影の航空写真により、申請地は、この時既に山林となっていることが確認できます。

このことから、申請地は、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1番。

浅生委員 12番、浅生です。地元推進委員と現地確認をしました。別に問題ないと思います。よろしく願います。

議長 ありがとうございます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言ありました。皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第6号については証明することに決定いたします。
次に、別冊でお配りしました、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借で6,524㎡、契約件数は4件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で9,719㎡、畑の使用貸借で1,807㎡、契約件数は3件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で3,115㎡、契約件数は1件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で3万0,703㎡、畑の賃貸借で720㎡、契約件数は8件でございます。

美里地区、香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて5万0,061㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で2,527㎡、合計契約件数は16件、合計面積は5万2,588㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区で1件、安濃地区1件、芸濃地区5件で合計7件、合計面積は2万5,494㎡でございます。

なお、今回の利用集積計画のうち、件数で44%、面積では48%が認定農

業者に集積されております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとう。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件についてご審議をお願いします。

まず、整理番号14についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長

この件について、いかがでしょうか

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。

入室してください。

< 入 室 >

議 長

それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてはご審議をお願いします。

皆さん、いかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

それでは、議案第7号について、全て適正であることを認め市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

以上で、第6回第1農業部会を終了いたします。

午前10時48分

上記は、第6回第1農地部会の議事を録したものである。

平成29年6月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____